

## 国立大学法人大分大学国際連携委員会規程

令和3年9月28日制定

令和3年規程第33号

### (設置)

第1条 国立大学法人大分大学に、国際連携及び国際戦略に関する事項を審議するため、国立大学法人大分大学国際連携委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 国際戦略に関すること。
- (2) 国際協定の締結に関すること。
- (3) その他国際教育研究に関し必要な事項

### (構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長
- (2) 教育マネジメント機構国際教育推進センター長
- (3) 研究マネジメント機構研究推進センター国際戦略推進部門長
- (4) 教育マネジメント機構国際教育推進センターの教員 1人
- (5) 各学部の教員 各1人
- (6) 研究推進部長
- (7) 学生支援部長
- (8) その他委員長が必要と認める者

2 前項第1号、第4号、第5号及び第8号の委員は、学長が指名する。

### (任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代行する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その

他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは、当該議事に参加した委員とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第10条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 委員会の事務は、研究推進部研究推進課及び学生支援部学生・留学生支援課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。